一般社団法人 Domestic Violence and Child Abuse Center HIROSHIMA (通称 DVCA HIROSHIMA) 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 Domestic Violence and Child Abuse Center HIROSHIMA と称し、通称を「DVCA HIROSHIMA」とする。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

(目的)

- 第3条 この法人は、次のことを目的とする。
 - (1)内職仕事を希望する者(主に女性)に在宅ワーク(内職仕事)の斡旋や内職仕事をする者の就職支援を行うこと
 - (2)DV (ドメスティク・バイオレンス) 被害者及び児童虐待被害者の支援及びメンタルケア並びに就労支援を行うこと
 - (3)第1号及び第2号の業務を全て無料で行うことにより、広島県における人材活用及び事業者の採用活動の便宜に供すること

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)在宅ワーク(内職仕事)就労希望者に対する情報提供
 - (2)在宅ワーク(内職仕事)を獲得するための営業活動及び内職仕事の斡旋
 - (3)在宅ワーク(内職仕事)就労希望者に対する就職支援
 - (4)DV 被害者の支援活動、緊急避難場所(シェルター)の確保
 - (5)児童虐待被害者の支援活動、緊急避難場所(シェルター)の確保
 - (6)被害者のメンタルケア、就労支援、個別求人開拓
 - (7)その他この法人の目的を達するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方 法で行う。

第2章 会員

(会員の構成)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法 人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
 - (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体及び地方公共団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、この法人が別に定める入会申 込書により申し込み、理事の過半数の決定による承認があったとき正会員又は賛助会員 となる。なお、入会の承認があったときは、会長がこれを申込者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会員を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員が退会を希望する時は、この法人が別に定める退会届を提出することにより 任意にいつでも退会する事ができる。

(除名)

- 第10条 会員が次の何れかに該当する時は、総会において正会員総数の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によりこれを除名することができる。
 - ①この定款及びその他の規則に違反したとき
 - ②この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
 - ③その他除名すべき正当な事由のあるとき
- 2 会員を除名しようとする時は、総会の日から1週間前までにその旨を本人に通知し、 かつ、除名の決議を行う総会において、本人に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第11条 前2条の場合の他、会員は次に掲げる事由によって資格を喪失する。
 - ①正会員又は賛助会員が第8条の義務を3年間履行しなかったとき
 - ②正会員全員の同意があったとき
 - ③死亡し、又は解散したとき

第3章 総会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
 - ①会員の除名
 - ②理事及び監事の選任又は解任
 - ③理事及び監事の報酬等の総額
 - ④賃借対照表及び損益計算書(正味財産計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
 - ⑤定款の変更
 - ⑥解散及び残余財産の処分
 - ⑦その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集時期等)

- 第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招 集する。

(招集権者等)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定により会長が招集する。会長に事故があるときは、あらかじめ理事の過半数の決定によって定めた順序により他の理事がこれにあたる。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目 的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この請求 があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに総正会員に対し必要事項を 記載した通知書を発しなければならない。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ理事の過半数の決定によって定めた順序により 他の理事が議長となる。

(議決権)

第17条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の 議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行 う。
- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議 決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - ①会員の除名
 - ②監事の解任
 - ③定款の変更
 - 4)解散
 - ⑤その他、法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する事項について決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。理事又は監事の候補者合計数が第20条に定める定数を上回 る時は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの 者を選任するものとする。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもってその議決権を行使することができる。この場合において、議決権行使書による議決権の数は、前条の出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使する事ができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名捺印又は電子署名をするものとする。

第4章 役員

(役員の員数等)

- 第22条 この法人に次の役員を置く。
 - ①理事2名以上5名以内
 - ②監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事の互選によって選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限等)

- 第24条 理事は、法令及びこの定款に定めるこの法人の職務を執行する。
- 2 理事の中からその互選により業務執行理事を選定することができる。
- 3 会長及び業務執行理事は、その業務の執行状況を適宜他の理事に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査できる。

(役員の任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、辞任及び任期満 了により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は 監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。但し、監事の解

任決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において 別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができ る。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

第29条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意により法令に規定する額を限度として一部免除する事ができる。

第5章 委員会

(委員会及び部会)

- 第30条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事の過半数の決定により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事の過半数の決定により選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事の過半数の決定により別に 定める。

第6章 事務局

(事務局)

- 第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長並びに重要な職員は、理事の過半数の決定により会長が任免する。その他の 職員は会長が任免する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予定書は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事の過半数の決定を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類 を作成し監事の監査を受けた上で、理事の過半数の決定を経て、定時総会に提出し、第 1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受 けなければならない。
 - ①事業報告書
 - ②事業報告書の附属明細書
 - ③賃借対照表
 - ④損益計算書(正味財産増減計算書)
 - ⑤賃借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くと共に、定款、正会員名 簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金の分配制限)

第35条 この法人は余剰金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若 しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第39条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和6年8月31日までとする。

(設立時役員)

第40条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 廣田 明美

設立時理事 横溝 健司

設立時代表理事 横溝 健司

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員 横溝 健司

設立時社員 廣田 明美

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 Domestic Violence and Child Abuse Center HIROSHIMA 設立のため この定款を作成する。

法人番号:2400-05-015640

令和5年8月22日